

委員質問・意見等

第132回定例会（6月4日）受付分

（浅賀委員）

● 新潟県 に対する 質問

ヨウ素剤について。柏崎刈羽原発建設当初に、小国町でヨウ素剤を各家庭に配布した記憶があります。実施されたのか。

配布されたのであれば、配布された為に何か問題はなかったのか知りたい。

（例 アレルギー等、又1回なのか、数回なのか）

県に行政として調べていただきたい。

（武本（和）委員）

● 東京電力・国・新潟県等 に対する 質問・意見

別紙のとおり質問する。

地盤調査と規制委委員資格についての質問

武本和幸

■ 規制委・東京電力に対する、地盤調査に関する質問

敷地内外で、大々的に進められている地盤調査に関して確認したい

設置許可(1977)、1号機運転開始(1985)から長期間経過した現在に至って、敷地内外で大々的な地盤調査が行なわれている事実が、過去の東京電力の地盤に対する調査や主張に誤りがあったことや不十分さがあったことを示唆していると考ええる。

●寺尾断層トレンチ調査の件

2013.12.19の第6回事業者ヒアリングで規制委は「寺尾付近の断層について、A断層だけでなく、Bトレンチ等で認められている北西走向の高角系断層についても東京電力の評価結果を説明すること。」(議事要旨)と指示しているようである。東電は寺尾西の旧土砂採取場の法面の植生を除去し観察したりボーリングを実施したりしているようである。この法面で確認される法面にほぼ平行方向の断層や法面にほぼ直交する方向の断層は、規制委が調査を指示した「A断層・Bトレンチ等で認められている北西走向の高角系断層」ではない。

この地点の看板の調査工期は当初4月末だったものが現在は来年3月20日となっている。

Q1: 東電は、今後規制委に指示された「A断層やBトレンチ」の調査をするのか。

Q2: 規制委は東電に事業者ヒアリングで指示し一般に公開されている「A断層やBトレンチ」の調査を指示するのか。近傍の類似断層の調査で済ませるのか。

Q3: 東電は寺尾トレンチ地点で、敷地内や北2ボーリングで確認された白色ガラス質テフラを探すか。規制委は寺尾トレンチ地点で白色ガラス質テフラを探すよう指示するか。

●西元寺・十日市(平野と丘陵の境界)の調査の件

東電は、阿多鳥浜テフラがほぼ水平だからテフラ堆積後の地殻構造運動はないと主張していると思われる。

私たちが2008に掘削した東電の北2T4地点のボーリングでは東電の主張の阿多鳥浜テフラに比較して20m余の高低差が存在していた。

この事実確認が西元寺・十日市(平野と丘陵の境界)の調査であると認識している。

東電調査でも大きな高低差を確認したために、当初50m程度を計画していたボーリングの深さが150mにも及ぶことになったり、斜めボーリングが必要となり、当初の工期が大きく変更になったと理解する。

Q1: 東電に対し、この認識に誤りはないか東電に確認したい。

Q2: 東電は「阿多鳥浜テフラがほぼ水平」の主張を改めるのか。

●北-1測線の調査に関する件

2013.12.19の「柏崎刈羽発電所6、7号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング⑥」で規制委事務局は東電に「北-1測線沿いで実施されているボーリング調査結果を説明すること」を指示している。

東電の現在の調査計画に、北-1測線に関する調査が見当たらない。以前、北1測線の地下探査断面で沖積層基底標高が、上流測点の2550付近が-30mであるのに対して、下流測点の2800付近が-20mで、より深いことは真殿坂断層の活動を示唆するのではないかと問うたところ、東電は「2500m~2600m付近の反射記録は明瞭でなく、起点から2550m付近の沖積層下面推定線(破線で示す範囲)は、沖積層よりも古い地層の下面を示している可能性がある」と推定しているに過ぎなかった。(2008.9.30第12回地小委)

丘陵と平野の境界調査で「阿多鳥浜テフラがほぼ水平」との東電見解の誤りが確認された現在、推定ではなく調査確認が必要だと考える故、以下の質問をする。

Q1: 規制委は東電に対し、北1測線の2500~2900付近の稠密な群列ボーリング等の実施を指示するか。

Q2: 東電は事業者ヒアリング⑥の「北-1測線沿いで実施されているボーリング調査結果を説明すること」にどのように対処したのか。上流が下流より深い理由を推定でなく調査確認が必要ではないのか。必要ないならその理由は何か。

●現在の調査に対して、地元では「なぜ今になって大規模調査が必要なのか」「今までの主張は誤りだったのか」「東電調査で真相解明は不可能でないのか」との声がある。そして各地の直下断層議論のように、調査を続ければ、「東電と国が嘘とゴマカシで建設してしまったが、直下断層問題で柏崎刈羽原発は廃炉になるのではないのか。

居直りの主張でしかない」と考えている者がいる。

それは東電が、最近になって「安田層を古安田層」と名称変更したり「以前は12万年前としていた安田層（古安田層）の形成年代を20万年に変更したりしているためである。

Q1：東電は地元のこうした疑念にどのように答えるのか。

■ 国の窓口 規制委・資源エネルギーに対する質問（質問相手が適切か否か不明ではあるが）

規制委員資格・及び国会に同意申請した田中知委員候補の資質に関する質問

最近の、政府の原子力政策に対する姿勢は、3.11以前に「先祖返り」したのではないかと心配である。

政府は、原子力規制委員会の国会同意人事案を示し、「9月に任期切れとなる委員2人を再任せず、交代させる判断をした」と新聞等が報じている。報道によれば、原子力規制委員の元地震予知連絡会会長の島崎邦彦委員と元国連大使の大島賢三委員に変えて、石渡（いしわた）明・東北大教授（61）＝地質学＝と田中知（さとる）・東京大教授（64）＝原子力工学＝を任命する国会同意人事案を衆参の議院運営委員会理事会に示したとのこと。

2012年7月3日に内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室が出した「原子力規制委員会委員長及び委員の要件について」という文書には、「法律上の欠格要件に加えて欠格要件とする事項」という記載があり、「就任前直近3年間に、原子力事業者及びその団体の役員、従業者等であった者」とある。

この文書を説明するために、政府が、参議院の議運委員長あてに出した文書である「原子力規制委員会委員長・委員の要件等の考え方について」に、原子力事業者及びその団体の例が具体的に列記されている。

その中には「電事連、日本電機工業会、電中研、原産協会等の原子力事業者の団体」が明記されている。

規制委員候補の東京大学 田中知教授から、2014年4月22日附けで、原子力規制委員会あてに提出された「透明性・中立性の確保に関する自己申告書」をみると、日本原子力産業協会の役員を過去2013年から2014年まで務めていたと記載されている。

田中知教授は、直近の3年間に「原子力事業者及びその団体の役員、従業員等であった者」は原子力委員会の委員長及び委員には就任できないとする規定に抵触すると考える。

ちなみに2012年7月3日付の上記文書には、「『人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有すること』にくわえ、中立公正性及び透明性の確保を徹底することが必要です。」と明記されている。

よって、国（規制委）に以下事項を質問する。

Q1：2012年7月3日に内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室が出した「原子力規制委員会委員長及び委員の要件について」は廃止されたのか

Q2：廃止されたのなら、それに変わる物は何か。

Q3：廃止されていないなら、日本原子力産業協会は原子力事業者及びその団体に相当するし、その役員は規制委員として欠格と考えるがどうか。

Q4：田中知氏は、大飯原発運転差止訴訟の福井地裁判決を批判する見解を公表した原子力学会の元会長であると聞く。司法判断に公然と異議を表明する組織の代表でもあった人物を規制委員として指名することは、行政の信頼を損なうと考える。あえてこうした人物を選んだ理由は何かを明らかにされたい。

規制委は政府と独立対等の関係で回答できないならば、規制委員選任の政府対応に対して、しかるべき国の機関に問いたい。また、新潟県・柏崎市・刈羽村に対して、委員選任の私の疑念に対して、それぞれの立場からの感想の表明を求めたい。

（高桑委員）

● 東京電力 に対する 質問

格納容器が過温破損しない対策について

原子炉格納容器への注水が確保できず、炉心の著しい損傷が発生した場合、原子炉格納容器が破損しないよう温度を低下させる具体的対策はどのようなものですか。